○○年○月○日

従業員各位

高年齢者雇用等推進者選任のお知らせ

株式会社○○○

総務部　人事課

　当社における高年齢者雇用確保措置・高年齢者就業確保措置を推進するための取組の中心的役割を担う者として、高年齢者雇用安定法第11条の定めによる「高年齢者雇用等推進者」を○○年○月○日より選任しましたので、お知らせします。

記

推 進 者：総務部長　○○　○○

担当職務：高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置及び高年齢者就業確保措置の実施及びこれに伴う賃金・退職金制度や人事管理制度の見直し、職務再設計や作業施設・設備の改善等による職場環境の改善、高年齢者の能力開発、その他の諸条件の整備を図るための業務

↓↓↓ご利用の際は、削除してください↓↓↓

（参考）高年齢者雇用等推進者選任のポイント

以上

◆高年齢者雇用安定法第11条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用確保措置等を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

◆施行規則第５条　事業主は、法第11条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を高年齢者雇用等推進者として選任するものとする。

①　選任の方法：選任は、企業単位に行われれば足り、事業所ごとに行うことを要しないものです。

②　推進者の要件：高年齢者雇用等推進者は、法第11条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者であって、賃金、人事管理、作業施設の改善等に責任のあるものが選任されることが望ましいものです。